

## 公共公益施設

当該公共公益施設については、都市計画事業として施行しないこと及び地区計画を当面定めないことについて、確認したものであること。

### 6-4-2 相談支援事業所 I

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業所（以下「相談支援事業所」という。）であること。
- 2 施設は次の各号に該当すること。
  - (1) 相談支援事業所は、提案基準 6-2 第 1 項第 3 号の施設（以下「障害福祉施設等」という。）と同一の棟に存すること。
  - (2) 障害福祉施設等を運営する事業者と、相談支援事業所を運営する事業者が同一であること。
  - (3) 障害福祉施設等の規模に照らして、相談支援事業所の規模は必要最小限であること。
  - (4) 市の福祉施策の観点から支障がなく、相談支援事業所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。